

令和6年度茅ヶ崎市自立支援協議会の運営体制(案)

地域で暮らすにあたってお困りごとのある方を減らしていくために…

地域の支援者が一体となって…

共通の目的をもって 情報を共有して 具体的に協働していく…

顔の見える信頼関係の構築へ…

～ ちがさきスタイルをみんなで創ろう ～

茅ヶ崎市自立支援協議会とは



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3により、障がいのある方への支援の体制の整備を図るため、関係機関等による「地域自立支援協議会」を市町村が設置することとなっています。

茅ヶ崎市においては、市と関係機関が相互の連絡を図ることにより、障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的に「茅ヶ崎市自立支援協議会」を設置しています。



市町村自立支援協議会の役割



○ 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

○ 具体的には、

- ✓ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ✓ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
- ✓ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
- ✓ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。



(参考)障害者総合支援法条文



(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(参考) 障害者総合支援法の改定

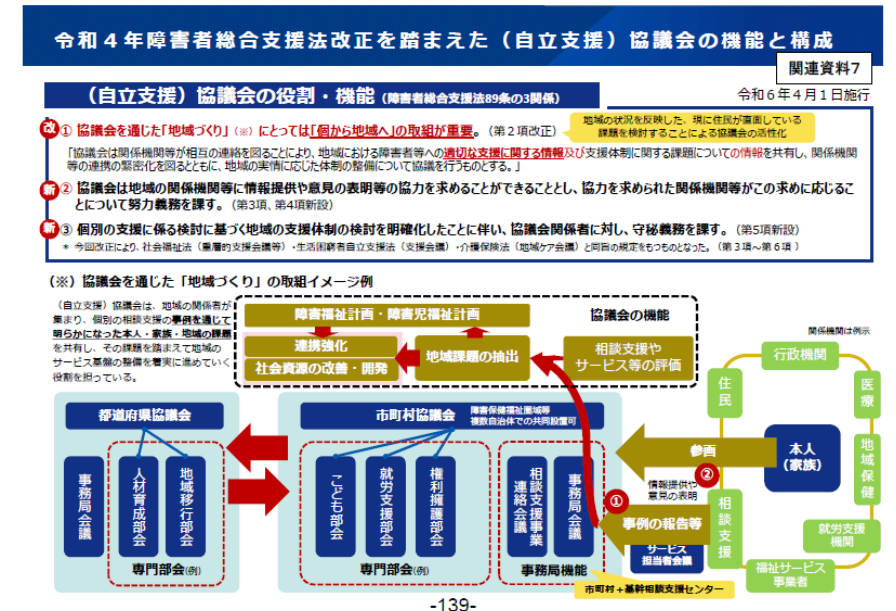


① 協議会を通じた「地域づくり」(※)にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)



令和5年度からの茅ヶ崎市自立支援協議会の主な変更点



変更点①

基幹相談支援センターの設置に伴う、運営体制(事務局)の変更

令和5年10月より、基幹相談支援センターが設置されたため、自立支援協議会の運営は、基幹相談支援センター事務局・市障がい福祉課が共同して運営していく体制を構築します。

変更点②

茅ヶ崎市の障がい福祉の課題を踏まえた、専門部会の一部変更

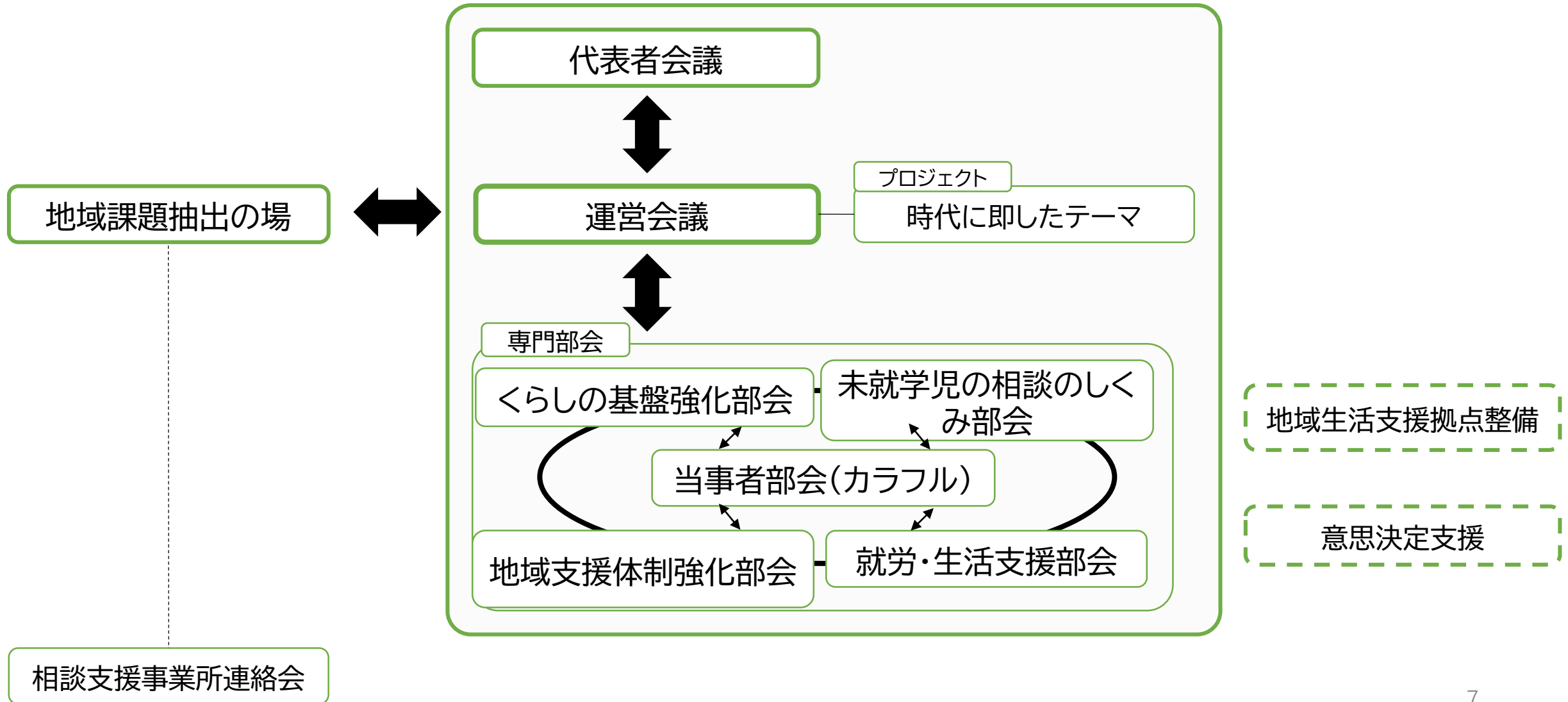
令和4・5年度の専門部会での課題等を踏まえ、専門部会の体制を変更し、より実効性を伴い、茅ヶ崎の障がい福祉の向上に資する体制を構築します。

変更点③

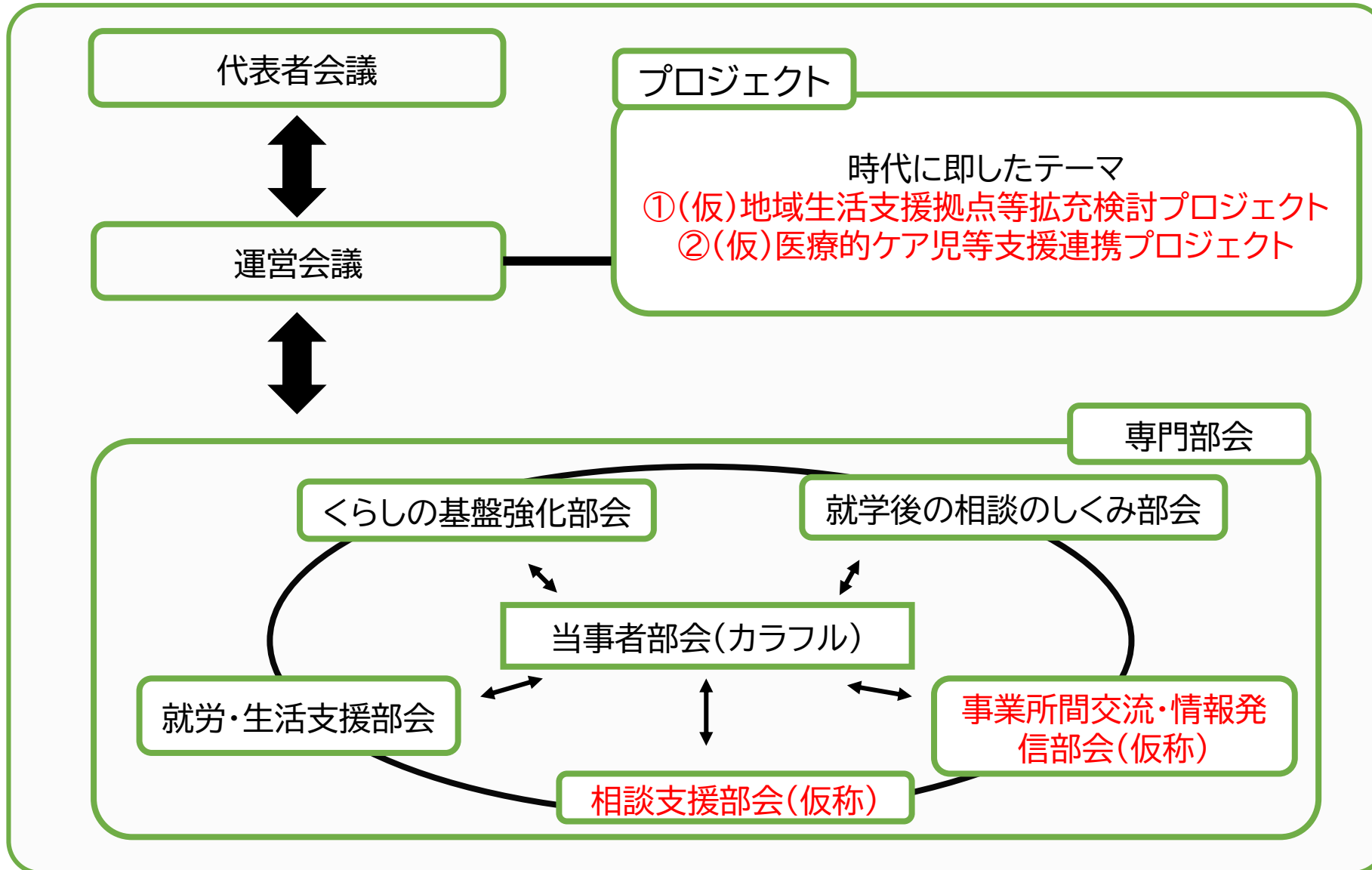
代表者会議の役割の一部変更

代表者会議を基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の評価機能を担わせる。
また回数を3回とする(5月、9月、1月)

令和5年度までの運営体制



令和6年度からの運営体制



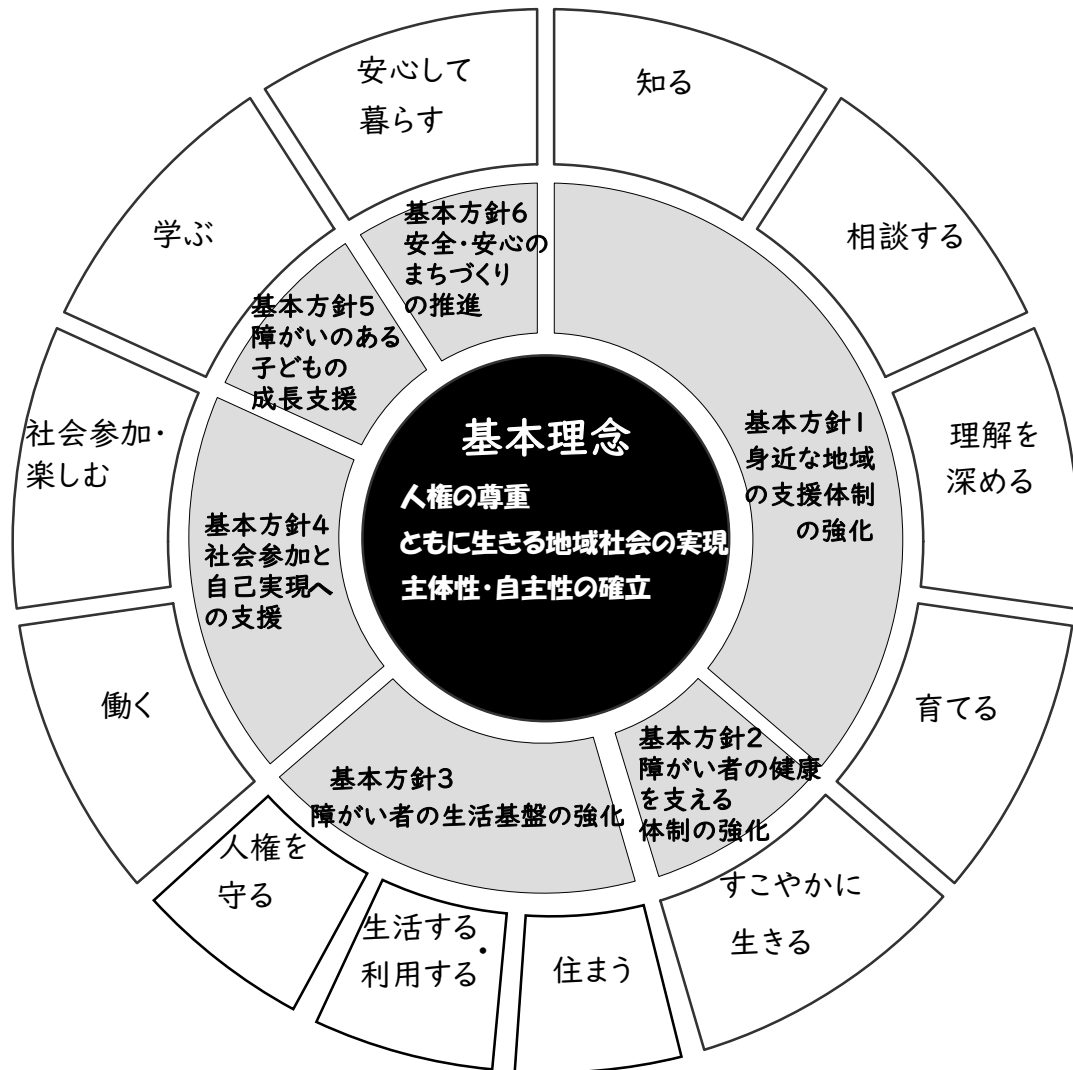
各部会の令和4・5年度と令和6年度以降の比較



令和4・5年度 部会名	令和6年度以降 部会名
くらしの基盤強化部会	くらしの基盤強化部会
未就学児の相談のしくみ部会	就学後の相談のしくみ部会
当事者部会(カラフル)	当事者部会(カラフル)
就労・生活支援部会	就労・生活支援部会
地域支援体制強化部会	事業所間交流・情報発信部会 (新設)
	相談支援部会 (新設)
基幹相談支援センター設置検討プロジェクト (プロジェクト:時代に即したテーマ)	(仮)地域生活支援拠点等拡充検討プロジェクト (新設)
	(仮)医療的ケア児等支援連携プロジェクト (新設)

※部会名については
わかりやすく変更する
場合があります。

第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画との関係性



部会名	施策の方向性
相談支援部会	1-1 知る 1-2 相談支援する
当事者部会 (カラフル)	1-3 理解を深める 3-3 人権を守る 6-1 安心して暮らす
就労・生活支援部会	4-1 働く 4-2 社会参加・楽しむ
就学後の相談のしくみ 部会	5-1 学ぶ
くらしの基盤強化部会	2-1 すこやかに生きる 3-1 住まう 3-2 生活する・利用する
事業所間交流・情報発信部会	1-4 育てる

令和6年度からの変更箇所



- 相談支援の部会を新設しました。
- 地域支援体制強化部会を廃止し、事業所間交流・情報発信部会を新設しました。
- プロジェクトを地域生活支援拠点等拡充検討及び医療的ケア児等支援連携としました。
- 地域課題の抽出の場については、各部会から上がったものを運営会議で検討する形としました。
- 意思決定支援については、運営会議等で検討していくこととしました。
- 代表会議に基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の評価機能を設けました。

変更理由(茅ヶ崎市の障がい福祉の課題)



令和4・5年度自立支援協議会の運営会議や各部会から抽出された意見

- ・地域生活支援拠点等についての認知・拡充がされていない
➡プロジェクトとして(仮)地域生活支援拠点等拡充検討部会の新設
- ・相談支援体制は永年の課題、相談できる先は少ない
➡相談支援部会の新設
- ・本来の自立支援協議会は個別事例から地域課題抽出する場である
➡地域課題の抽出は各部会から上げてもらう

第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定におけるアンケート等からの意見

- 事業者向けアンケートからは「人材のスキルアップ」等に負担を感じている
➡事業所間交流・情報発信部会の新設
- ・障がい者アンケートからは、「自分がこうしたい・こうなりたい」という思いを伝えられるかとの問いに対して、「できる」との回答は5割
➡意思決定支援は引き続き重要なテーマであり運営会議で扱っていく。

令和6年度からの運営事務局



運営事務局

代表会議

障がい福祉課

運営会議

障がい福祉課・**基幹相談支援センター**

プロジェクト

障がい福祉課・**基幹相談支援センター**

相談支援部会

基幹相談支援センター

就学後の相談のしくみ部会

相談支援委託事業所(つみき)

当事者部会(カラフル)

障がい福祉課

くらしの基盤強化部会

相談支援委託事業所(社会福祉協議会)

就労・生活支援部会

相談支援委託事業所(元町の家)

事業所間交流・情報発信部会

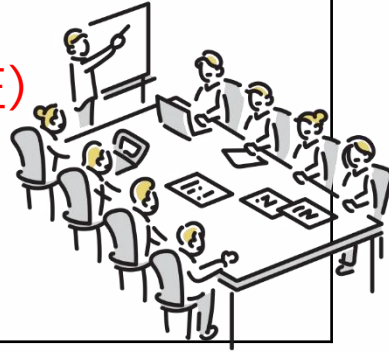
相談支援委託事業所(とれいん)

各会議体・部会の役割



代表者会議

- ・市や各部会からの報告を承認、助言する機関
- ・**基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の評価機能(より良い体制のためのポジティブな検証)**
- ・任 期:2年
- ・開催回数:年に3回(5月、9月、1月を予定)



運営会議

- ・自立支援協議会全体の方向性を示す場(エンジン機能)
- ・各部会から抽出された地域課題を吸い上げる場
- ・各部会のテーマ設定や方向性、内容、必要な構成員などを確認、意見交換する機関
- ・意思決定支援等の時世に対応した重要テーマを検討
- ・代表者会議に諮る議案かどうかをこの場で検討する
- ・開催回数:6回+必要時



(仮)地域生活支援拠点等拡充検討プロジェクト

プロジェクトで検討する主なテーマ

- ・緊急時の受け入れ・対応の場や方法
- ・安心生活支援事業の拡充
- ・その他地域生活支援拠点において必要なテーマ など



(仮)医療的ケア児等支援連携プロジェクト

プロジェクトで検討する主なテーマ

- ・医療的ケア児等に関する協議の場を仮設にあたり、協議の場の目的や構成、協議内容等について など

当事者部会(カラフル)

部会で検討する主なテーマ

- ・障がい者の市民への理解促進方法
- ・当事者の声を「障がい福祉の向上」に活かすための意見抽出
- ・障がい者の権利擁護・虐待防止 など



就労・生活支援部会

部会で検討する主なテーマ

- ・進路に関する普及啓発
- ・職場体験実習について など



就学後の相談のしくみ部会

部会で検討する主なテーマ

- ・発達の支援が必要な就学児について、福祉サービス等の支援に繋がるまでの流れの整理
- ・保護者、福祉、子育て、教育機関などの連携強化 など



くらしの基盤強化部会

部会で検討する主なテーマ

- ・親亡き後を見据えた支援
- ・いわゆる8050問題
- ・地域での自立したくらしの実現(住まい、生活) など



事業所間交流・情報発信部会

部会で検討する主なテーマ

- ・関係機関の連携強化
- ・情報発信の工夫 など



相談支援部会

部会で検討する主なテーマ

- ・相談支援体制の強化
- ・相談支援事業所の拡充
- ・いかに相談支援へのつなげるか など





位置付けの理由

国の資料では市町村自立支援協議会の役割として、基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価が挙げられており、現在、令和5年10月より茅ヶ崎市にも基幹相談支援センターが設置された。

また、国の指針を受けて、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画で地域生活支援拠点等の事業実績に関する検証や評価を年1回することとしている。

それらの事業検証は市内全域の障がい福祉に関わる関係者が集まる場である自立支援協議会代表者会議が望ましい。

評価方法と評価スケジュール案

【検証方法】

第1回代表者会議で各委員から意見をいただく。その場だけでは、時間がないため、後日メール等で意見をいただく。

【評価スケジュール】

基幹相談支援センター・障がい福祉課から報告書の提出



第1回代表者会議で意見聴取(メール等)



第2回代表者会議(評価結果の報告)

令和6年度基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等評価スケジュール

